

## 事例 6

# 入院初期給付金のお支払い

### 【入院初期給付特約の種類】

名称	支払事由	支払額
入院初期給付特約	不慮の事故または病気で5日以上継続して入院したとき	1回の入院について入院初期給付金額
新入院初期給付特約 入院初期給付特約(01)	不慮の事故または病気で2日以上継続して入院したとき	1回の入院における入院日数が2日～4日のとき 入院初期給付金額の50% 5日以上るとき入院初期給付金額

- 入院初期給付特約においても、入院給付金のお支払いと同様に、同一の病気または医学上重要な関係がある病気を直接の原因として、入院を2回以上された場合には、「1回の入院」とみなします。
- ただし、入院初期給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなします。
- 「1回の入院」における入院給付金支払日数限度を超えた部分の入院に対しても、支払対象となります。